

令和6年9月1日

一般財団法人長野県剣道連盟 感染症予防ガイドライン

一般財団法人長野県剣道連盟

剣道は、発声による飛沫によって感染症に罹患しやすいと言われています。新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に5類感染症に移行し、また、感染者の重症化も少なくなりましたが、感染者数はここ最近、全国的に再び増加しているとの調査結果が出ています。また、剣道においてはその特性上、コロナウイルスに限らずインフルエンザやその他の感染症の発生や感染の拡大も懸念されます。

公益財団法人全日本剣道連盟は、感染症予防のため『感染症予防ガイドライン』を策定、9月1日より施行します。これを受けて、本連盟におきましても『一般財団法人長野県剣道連盟感染症予防ガイドライン（以下、県剣連ガイドライン）』を策定いたしました。これに伴い、これまでに本連盟で策定した新型コロナウイルス関連の「稽古に関する感染予防ガイドライン」「主催大会開催にあたっての感染予防ガイドライン」「審査会開催にあたっての感染予防ガイドライン」を廃止いたします。

今後は、この『県剣連ガイドライン』に沿って稽古、大会、審査会等（以下、「行事」）を行いますようお願いいたします。

ガイドライン

1. 行事の参加について

- ・以下に該当する者は行事への参加を控えること。
 - ①体調がよくない場合、体調が普段と異なる場合（症状がなくても感染している場合があるため）
 - ②発熱（37.5℃以上）、咳、咽頭痛などの症状がある場合
 - ③同居家族や身近な知人に感染症が疑われる者がいる場合も慎重に判断すること。
- ・基礎疾患がある者は、あらかじめ主治医の了解を得ること。

2. 行事の前の感染症対策

- ①手洗い、アルコール等による手指の除菌を行う。
 - ②更衣室を使用する場合は密集を避け、換気を行う。
 - ③床の湿式清掃もしくはモップ掛けを行う。その他の共用の物についても除菌を行う。
- 日常生活においても、手洗い、消毒、換気などの対策を心がけ、発熱や咳、倦怠感等の症状を認めた場合には、速やかに医療機関を受診することを勧めます。

3. 剣道の実施にあたって

- ①面をつけて剣道を行う際には、飛沫の飛散防止等のため、口の部分を覆うシールドもしくは面マスクを着用する。
- ②大会の審判員のマスクやシールドの着用は不要とする。
- ③審査会において審査実施時は、審査員・立会者・係員はマスクを着用する。休憩時間中のマスク着脱は本人の任意とする。
日本剣道形・木刀による剣道基本技稽古法の審査におけるマスクの着脱は、受審者本人の任意とする。
- ④居合道・杖道においては、マスクの着脱は本人の任意とする。
- ⑤行事開催場所においては、できるだけ工業用扇風機を用いて通風・換気を行う。

4. 行事の後の感染症対策

- ①更衣室を使用する場合は密集を避け、換気を行う。(複数名で外で飲食する場合も同様)
- ②面マスク、使用済みのシールドの洗浄、除菌を行う。剣道着・袴・手拭いもその都度、洗濯や除菌を行うことが望ましい。
- ③剣道具(特に面・小手)の除菌を行う。
- ④洗顔、手洗い、うがい、アルコール等による手指の除菌を行う。

おわりに

居合道・杖道においても同様とする。

また、各組織・団体においては、会員構成(年齢や性別)、活動内容及び場所、地域の気候等に応じて、本ガイドラインを参考にして対応すること。

(通風・換気に関する補足事項)

通風・換気の程度は、CO₂モニターでCO₂濃度をチェックすることにより判定可能
おおよそ1,000ppm以下に保つことが望ましい。

以上

令和6年 9月1日 策定・施行

《ガイドライン相談窓口》

一般財団法人長野県剣道連盟事務局 電話 026-237-8939 FAX026-235-8266